

改正案	現行
<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第八条の十四 貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向を示す事象又は状況、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性を示す事象又は状況その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行つた対応及び将来の経営計画</p> <p>三 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第九条</p> <p>1（略）</p> <p>2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、利益処分計算書又は損失処理計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。</p> <p>3 この規則の規定により特定の科目に係る注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、</p>	<p>（新設）</p> <p>（注記の方法）</p> <p>第九条</p> <p>1（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（同）</p>

当該注記との関連を明らかにしなければならない。

(自己株式払込金等の表示)

第六十八條の二の三 自己株式の処分に係る払込金又は申込証拠金は、第五十九條の規定にかかわらず、自己株式の前に別に区分を設け、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金の科目をもつて掲記しなければならない。

第六十八條の二の四 (略)

第六十八條の二の五 (略)

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第九十五條の五の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。)に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及び当該金額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならない。ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が前項の一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

(新設)

第六十八條の二の三 (略)

第六十八條の二の四 (略)

(一株当たり当期純損益金額等の注記)

第九十五條の五の二 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は、注記しなければならない。

2 新株予約権又はこれに準ずる権利に係るプレミアムが存在する場合には、当該プレミアムの現実化による株式数の増加を仮定することにより減少した一株当たり当期純利益金額を前項の記載の次に潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額として記載しなければならない。

3 当事業年度において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨並びに前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度に係る一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額を記載しなければならぬ。

(特定事業)

第百十九条

一〇六の二 (略)

七 (略)

イチ (略)

リ 資本剰余金明細表

又 (略)

八〇十 (略)

別記

一〇七 (略)

八 削除

九〇十九 (略)

(新設)

(特定事業)

第百十九条

一〇六の二 (略)

七 (略)

イチ (略)

リ 資本準備金明細表

又 (略)

八〇十 (略)

別記

一〇七 (略)

八 民営旅客自動車運送業

九〇十九 (略)